

公共調達適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		一般競争契約・指名競争契約の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		応札者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)	特別な競争参加資格(※応札者の数が1の場合の記載事項)	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所					公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分				
荒川用水地域荒川頭首工耐震対策検討業務 新潟県村上市 令和2年11月6日から令和3年3月22日 建設コンサルタント	分任支出負担行為担当官 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長 三木 秀一	新潟県新潟市中央区川岸町1-49-3	令和2年11月5日	内外エンジニアリング株式会社 東京支社	東京都台東区東上野1-28-12	一般競争契約(総合評価)	17,545,000	14,630,000	83.3%	-	-	2	0	-	-
水管理施設整備工事 新潟県上越市及び妙高市地内他 令和2年11月12日から令和5年3月17日 電気通信工事	支出負担行為担当官 北陸農政局長 岩濱 洋海	石川県金沢市広坂2-2-60	令和2年11月11日	富士通株式会社 新潟支社	新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077	一般競争契約(標準型総合評価)	482,218,000	439,450,000	91.1%	-	-	1	0	-	-
三島町揚水機場ポンプ設備他製作据付工事 新潟県長岡市上岩井地内 令和2年11月12日から令和4年6月10日 機械器具設置工事	支出負担行為担当官 北陸農政局長 岩濱 洋海	石川県金沢市広坂2-2-60	令和2年11月11日	株式会社荏原製作所北陸支社	新潟県新潟市中央区新光町16-4	一般競争契約(簡易型総合評価)	265,584,000	244,420,000	92.0%	-	-	8	0	-	-
揚水機場設備機器改修工事 石川県かほく市湖北地内他 令和2年11月16日から令和3年3月12日 機械器具設置工事	分任支出負担行為担当官 北陸農政局西北陸土地改良調査管理事務所長 田井 浩朗	石川県小松市園町ホ85-1	令和2年11月13日	荏原商事株式会社北陸支社	石川県金沢市長町2丁目7番1号	一般競争契約(簡易型総合評価)	14,465,000	14,300,000	98.8%	-	-	1	0	-	-
車場揚水機場他地質調査業務 新潟県新潟市秋葉区車場地内他 令和2年11月20日から令和3年3月19日 地質調査	分任支出負担行為担当官 北陸農政局新津郷用水農業水利事業所長 番詰 憲彦	新潟県新潟市秋葉区川口578番地13	令和2年11月19日	日本工営株式会社新潟支店	新潟県新潟市中央区出来島1-11-28	簡易公募型競争契約	7,942,000	6,556,000	82.5%	-	-	10	0	-	-

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		一般競争契約・指名競争契約の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		応札者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)	特別な競争参加資格(※応札者の数が1の場合の記載事項)	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所					公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分				
六日町地区河川協議資料作成業務 新潟県南魚沼市 令和2年11月24日から令和3年3月16日 建設コンサルタント	分任支出負担行為担当官 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長 三木 秀一	新潟県新潟市中央区川岸町1-49-3	令和2年11月20日	NTCコンサルタンツ株式会社 東京支社	東京都中野区本町1-32-2	一般競争契約(総合評価)	5,885,000	5,500,000	93.4%	-	-	1	0	-	-

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。